



第129回 中村屋健康保険組合 組合会

令和5年7月19日（水）

14：00～15：00

西新宿三井ビル24階会議室

中村屋健康保険組合



第 1 2 9 回 中村屋健康保険組合 組合会 議題

報 告 事 項

第 1 号報告 令和 4 年度 健康保険組合監査報告に関する件

第 2 号報告 収支予算の同一款内流用に関する件

審 議 事 項

第 1 号議案 令和 4 年度健康保険・介護保険収入支出決議（案）
に関する件

第 2 号議案 令和 4 年度 決算残金処分（案）に関する件



報告事項

第1号報告 令和4年度健康保険組合監査報告に関する件

令和4年度の『収支支出決算概要表』『令和4年度事業報告書』の内容について事務長より説明があり、その後、会計帳簿・財産残高確認・収入支出に係る伝票・信憑書類・各種資料の管理状況等を確認し検証を行いました。特別に問題となる箇所はなく、適正に処理されていたので、ご報告いたします。

監事 伊東 健二

新國 涼磨

監査日時 : 令和5年7月14日(金)

監査会場 : 西新宿三井ビル23階Bエリア会議室①

報告事項

第2号報告 収支予算の同一款内流用に関する件（その1）

* 1月分まで組合会報告済

事務所費	需要費	社会保険料	104,831円	←	借用及び損料
保険事業費	保険事業費	特定保健指導事業費	108,170円		疾病予防費
保険給付費	法定給付費	家族訪問看護療養費	38,700円	←	療養給付費 4,717,099円
		家族薬剤支給	1,333,228円		
		高額医療費	549,561円		
		高齢者高額療養給付費	1,728,962円		
		薬剤支給	1,086,436円		
		高齢者高額療養給付費	1,728,962円		
	附加給付費	一部負担還元金	677,000円	←	傷病手当附加金 997,000円
		家族療養付加金	185,000円		
		合算高額療養附加金	135,000円		

※予算の配分の問題であり、収支に大きな影響を与えるものではありません。

報告事項

第2号報告 収支予算の同一款内流用に関する件（その2）

* 1月分まで組合会報告済

財政調整事業拠出金	財政調整事業拠出金	財政調整事業拠出金	(136,225円)		予備費
					(136,225円)

※予算の配分の問題であり、収支に大きな影響を与えるものではありません。



審 議 事 項

第 1 号議案 令和4年度健康保険・介護保険収入支出決議（案） に関する件

健 康 保 険

- ☐ 令和4年度は、2年連続で経常収支が赤字となり、赤字幅が約10倍に。
（その前までは7年間経常黒字）
- ☐ 収入は、組合員数減も標準報酬増加に伴い増収となった。
- ☐ 支出は、コロナ禍による受診控えは緩和し医療費、高齢者支援金は
対前年で増えたが予算より大幅減により、収支にプラスの影響を及ぼした。
- ☐ 収入支出差引額44,738千円の赤字となった。

令和4年度 健康保険収入支出実績

		令和3年度決算	令和4年度予算	令和4年度決算	令和3年度決算比較	
					対前年度決算	対当年度予算
保険料率 (%)		93.00 (一般91.70)	93.00 (一般91.70)	93.00 (一般91.70)	0	0
被保険者数 (人)		1,305	1,266	1,272	-33	6
標準報酬月額 (円)		309,939	308,000	321,403	11,464	13,403
経常 収 支	収 一般保険料	537,339	530,523	538,202	863	7,679
	雑収入・利子・回収金・補助金・その他	7,371	187	7,271	-100	7,084
	経常収入計 (A)	544,710	530,710	545,473	763	14,763
	支 事務所費	23,497	25,186	21,583	-1,914	-3,603
	支 保険給付費 (医療費)	275,294	294,517	288,916	13,622	-5,601
	支 納付金	206,217	239,042	232,613	26,396	-6,429
	支 保健事業費	44,184	52,599	46,757	2,573	-5,842
	支 還付金・連合会費・雑支出	503	1033	342	-161	-691
	経常支出計 (B)	549,695	612,377	590,211	40,516	-22,166
	経常収入支出 差引額 (A) - (B)	-4,985	-81,667	-44,738	-39,753	36,929
経常外 収 支	収 調整保険料	7,656	7,567	7,659	3	92
	収 繰越金	40,000	34,626	34,626	-5,374	0
	収 繰入金 (別途積立金・準備金限度外部分繰入)	0	43,000	13,517	13,517	-29,483
	収 その他収入	6,280	12,559	8,099	1,819	-4,460
	経常外収入計 (C)	53,936	97,752	63,901	9,965	-33,851
	支 財調拠出金	7,612	7,567	7,703	91	136
	支 介護勘定繰入他	0	8,518	0	0	-8,518
	支 その他	2	0	0	-2	0
	支 予備費	0	0	0	0	0
	経常外支出計 (D)	7,614	16,085	7,703	89	-8,382
経常外収入支出 差引額 (C) - (D)		46,322	81,667	56,198	9,876	-25,469
収入合計 (経常 + 経常外)		598,646	628,462	609,374	10,728	-19,088
支出合計 (経常 + 経常外)		557,309	628,462	597,914	40,605	-30,548
収入支出差引額 (予備費を除く)		41,337	0	11,460	-29,877	11,460
財 産	法定準備金残高	304,763	270,249	294,668	-10,095	24,419
	別途積立金残高	141,372	133,980	141,372	0	7,392
	1人当たり別途積立金	105	106	111	6	7



審 議 事 項

介 護 保 険

- ☐ 令和4年度は、対前年の保険料収入が増加し、介護納付金を上回り黒字となった。
- ☐ 準備金に余裕はあるが、保険料収入は年々減少傾向にあり、納付金は増える傾向にあるため、保険料率の推移は見守りたい。
- ☐ 収入支出差引額7,465千円を決算残金処分とすることができた。

令和4年度 介護保険収入支出実績

(単位：千円)

	令和3年度決算	令和4年度予算	令和4年度決算	令和3年度決算比較	
				対前年度決算	対当年度予算
保険料率 (%)	17.5	17.5	17.5	0	0
被保険者数 (人)	837	873	822	-15	-51
標準報酬月額 (円)	340,173	333,323	352,292	12,119	18,969

収 入 支 出 状 況	収 入	保険料収入	74,569	73,507	75,588	1,019	2,081
		国庫負担	0	0	0	0	0
		利子・回収金・その他	0	3	1	1	-2
		繰越金	0	0	0	0	0
		繰入金	0	2,000	0	0	-2,000
		一般勘定受入	0	3,500	0	0	-3,500
		国庫補助金受入	0	0	0	0	0
	計		74,569	79,010	75,589	1,020	-3,421
	支 出	介護納付金	69,725	68,124	68,124	-1,601	0
		介護保険料還付金	31	60	0	-31	-60
		準備金繰入	0	4,000	0	0	-4,000
		一般勘定繰入	0	3,500	0	0	-3,500
		予備費	0	3,326	0	0	-3,326
	計		69,756	79,010	68,124	-1,632	-10,886
	収支差引計		4,813	0	7,465	2,652	7,465

決 算 残	準備金	4,813	0	7,465	2,652	7,465
	繰越金	0	0	0	0	0
	計	4,813	0	7,465	2,652	7,465

準備金 (累計保有額)	35,633	35,633	43,098	7,465	7,465
-------------	--------	--------	--------	-------	-------

審 議 事 項

第2号議案 令和4年度 決算残金処分（案）に関する件

【健康保険】

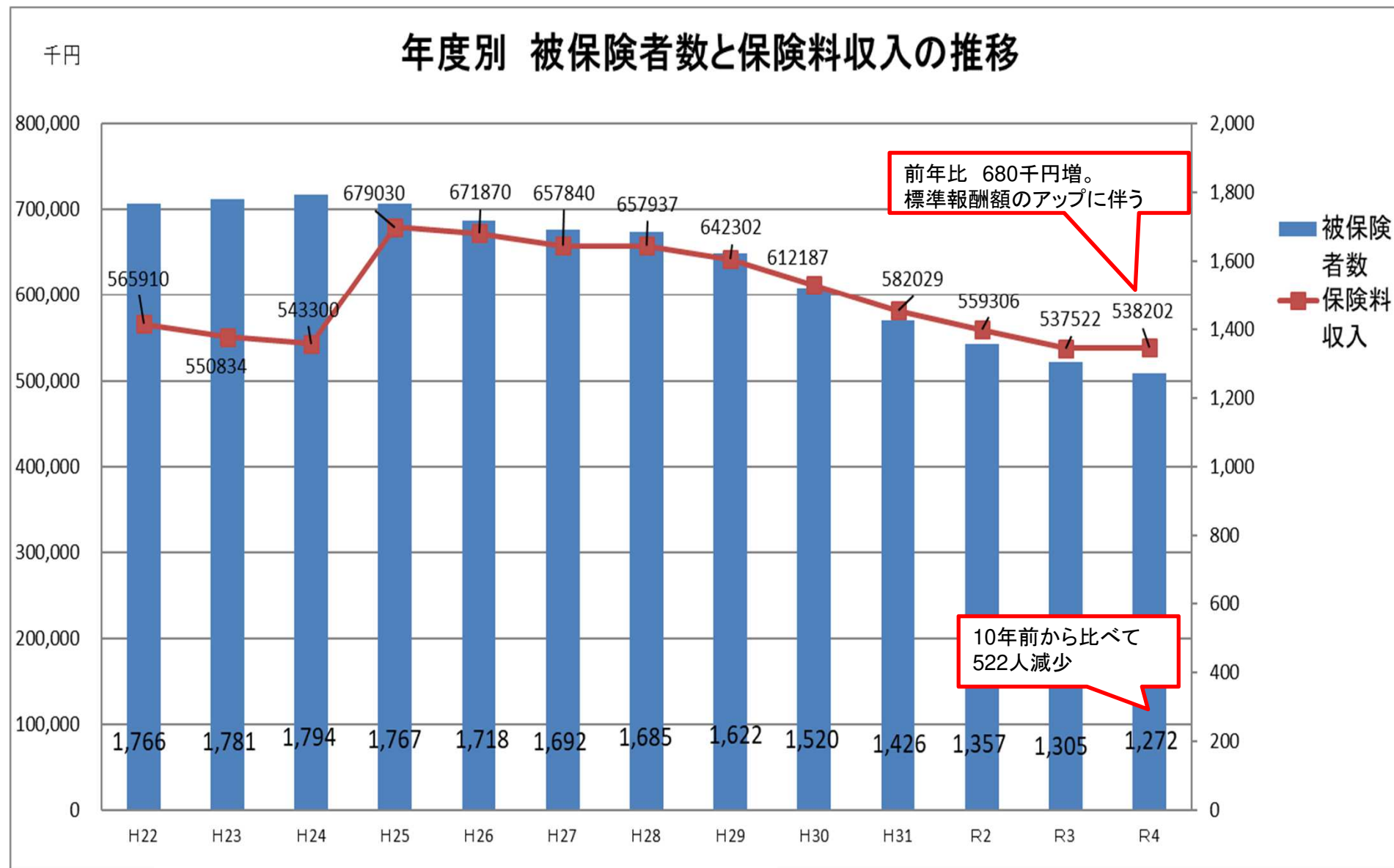
単位:円

決 算 状 況		決 算 処 分 内 容	
収入決算額	609,374,398	準 備 金	0
支出決算額	597,913,837	別 途 積 立 金	0
差 引 残 額	11,460,561	翌 年 度 繰 越 金	11,453,261
		※ 財 政 調 整 事 業 繰 越 金	7,300

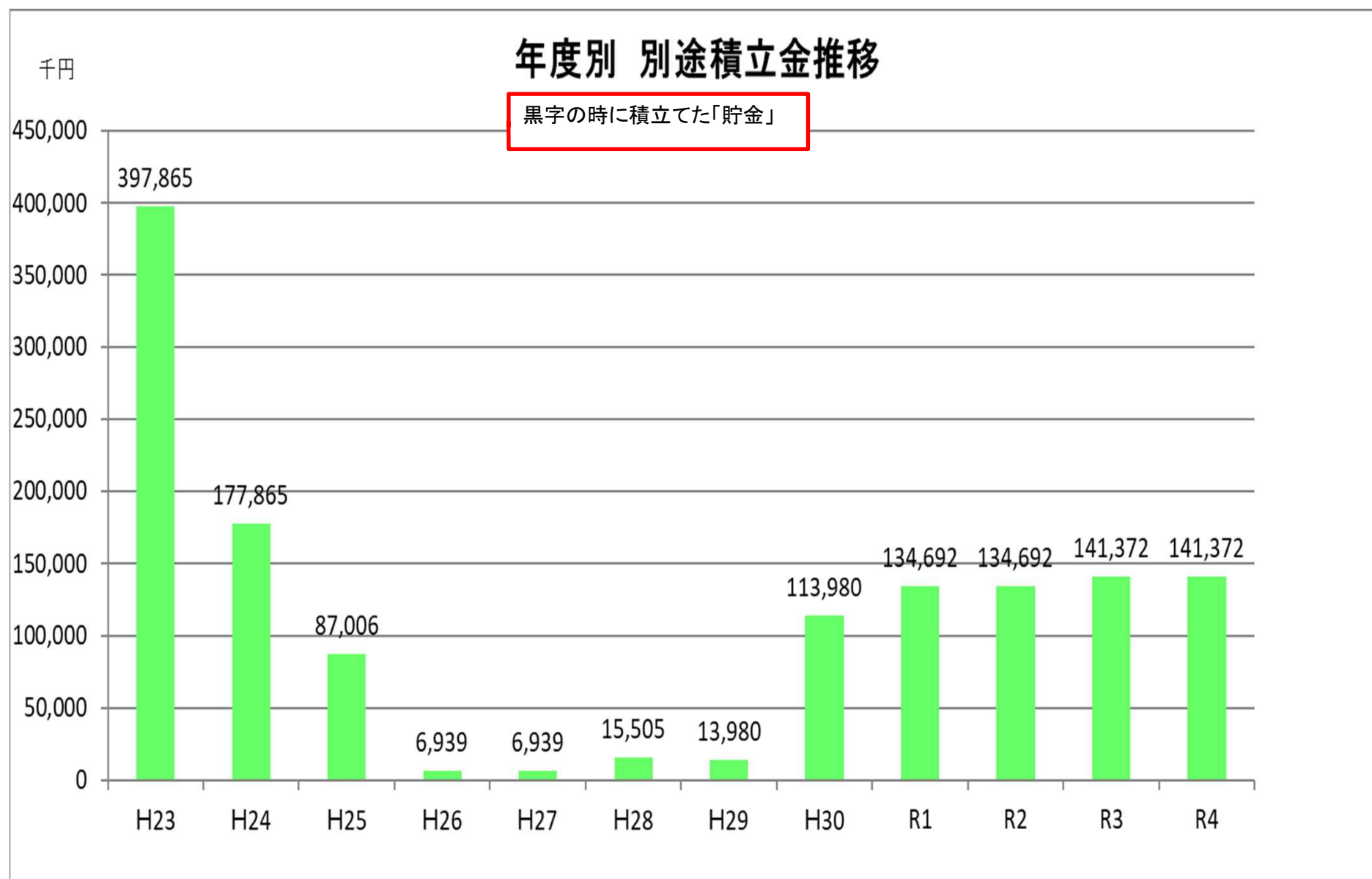
※任意継続被保険者3月納入前納保険料

【介護保険】

決 算 状 況		決 算 処 分 内 容	
収入決算額	75,588,964	準 備 金	7,465,266
支出決算額	68,123,698	繰 越 金	0
差 引 残 額	7,465,266		



※H25 料率変更実施(7.32⇒9.30)



マイナンバーカード保険証利用申込み状況

厚労省提供資料
(R5.5.21時点)
健保組合限り

■ 保険者制度別 紐付け完了数

厚労省HPに公表されている「医療保険に関する基礎資料」※4における各医療保険加入者数を母数とする。

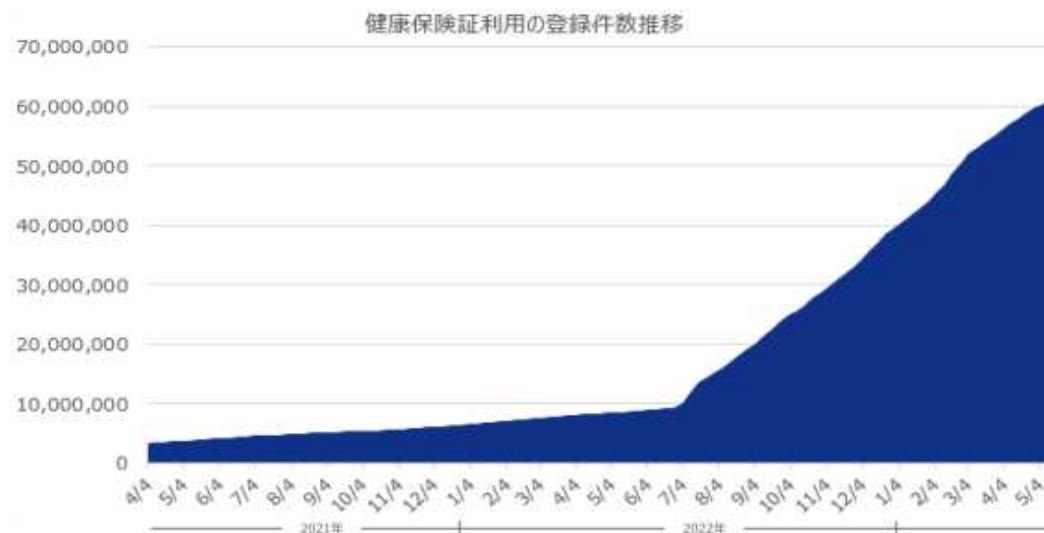
制度名称	利用申込者数※5	割合	前回との差
全国健康保険協会（協会けんぽ）・船員保険	20,086,509 / 40,412,000	49.70%	0.79%
健康保険組合	14,357,211 / 28,681,000	50.06%	0.83%
共済組合	5,341,951 / 8,679,000	61.55%	-0.23%
市町村国民健康保険	12,157,826 / 26,193,000	46.42%	1.18%
国民健康保険組合	1,218,390 / 2,711,000	44.94%	0.81%
後期高齢者医療広域連合	8,417,850 / 18,060,000	46.61%	0.67%
合計	61,579,737 / 124,736,000	49.37%	0.82%



■ 健康保険証利用の紐付け件数※5

集計範囲	保険証利用の登録件数
2023/5/14~ 2023/5/21	732,127
合計	61,953,317

申込数比	98.4%
前週比	101.20%



※4 「医療保険に関する基礎資料～令和元年度の医療費等の状況～」3. 適用関係（1）令和2年度末の医療保障適用人口を母数とする。
(https://www.mhlw.go.jp/content/kiso_r02.pdf)



マイナンバーカードについて （当健保の現状）

① 中村屋健保組合のマイナンバーカード取得率（健康保険証との紐づけ完了）

4月17日現在で848名 （23.3月末全2,099名中）

40.4%

② 厚労省からの緊急点検要請（誤登録チェック）⇒5月24日に実施。

現時点で異常はなし

③ 当社特有の課題

- ・現健康保険証（紙）の有効期限が来年4月30日。併用しないといけない。
- ・業者に問い合わせたところ、健康保険証は再発行必須。（国からの決まり）
（期限を延ばす、マイナカードと一元化前倒し、資格証明書への代用・・・）
更新費用として 150千円程度は来期費用として計上

【 今後の政策状況等により大幅な変更の懸念あり 】

保険料支出抑止対策①

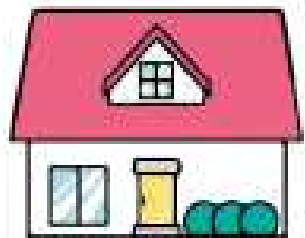
適切な医療受診の啓蒙活動

接骨院、整骨院は病院ではありません！

「健康保険証が使えます」で安易に行かないで！

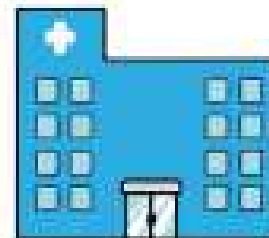
ケガをしたときには…

接骨院・整骨院？



or

病院(整形外科)？



保険料支出抑止対策②

正しく選択し、適切な施術・治療を受けることが「自身の健康を守る」ことにつながります。

接骨院・整骨院は「柔道整復師」が「施術」をします。健康保険が使えるのは外傷性が明らかなケガに限られます。

病院（整形外科）は「医師」が「治療」します。病院（整形外科）ではレントゲン等で詳しく検査をすることが可能で、診断や病名を確定できるのは医師のみです。病院とは異なる接骨院・整骨院は健康保険が適用される範囲が一部に限られるのが特徴です。

接骨院・整骨院と病院の違い

接骨院・整骨院で保険が使えるのは
ケガだけ。

	 接骨院・整骨院	 病院
処置する専門家	柔道整復師	医師
内 容	✓ 問診し、手技中心の施術（電気・光線・温熱・冷却療法、整復法、固定法 等） ✓ 外傷性※1の明らかな捻挫、骨折・脱臼※2、打撲が健康保険の対象。 ✓ 内科的要因（神経症・ヘルニア・関節炎等）、慢性となった症状、病院で治療中のけがは健康保険の対象外となります。	✓ 診断し、治療（診察・レントゲン・投薬・手術・リハビリ 等） ✓ 内科的要因・慢性となった症状でも健康保険の対象

※1 外傷性とは関節等の可動域を超えた捻れや外力によって体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれも体の組織が慢性に至っていないものであること

※2 骨折・脱臼は緊急時を除き、医師の同意書が必要です。

保険料支出抑止対策③

こんなときはどうする？

— 接骨院の通院が長引いていますが、いつまで経っても治りません。

A 長く通院しても治っていない場合は内科的要因や他の病気、慢性化も考えられます（捻挫でも3ヵ月で治るといわれています）。病院で医師の診察を受けましょう。柔道整復師は医師ではありません。

— 病院に通っているのですが、早く治したいので接骨院にも通っていい？

A 病院で治療や処方を受けている間、同じケガで接骨院・整骨院に通った場合は健康保険の対象外となります。

— 接骨院・整骨院でついでに肩こりや体調調整の施術もしてもらいました。
健康保険の対象になりますか？

A 肩こりや体調調整など、外傷性が明らかではない部位を施術してもらう場合は健康保険の対象となりません。施術を受ける場合は自費となります。

けがを治すためには「接骨院・整骨院の健康保険の範囲」や、「病院との違い」を知って利用方法を考えることが大切だね。自分の健康は自分で守りましょう！

毎月、外部業者に点検料として300千円/月を拠出



【まとめ】

2022年度も新型コロナウイルスに振り回される1年となりました。

コロナ後遺症での傷病手当支給や、医療現場の混乱による書類不備など新負担がありました。

健保組合は皆さんの保険料で運営していますので、下げ止まりは見せたものの一過性のものとしてとらえ、今後の高齢者向けや現役向けの医療費支出負担に備えなければなりません。

来秋に迫るマイナンバーカードと健康保険証の一体化は、政策の混乱もあり、ここに来て、二転三転していますが、当健保では、加入者の皆さんが万が一の際、安心して医療機関を利用できることが大切だと考えており、常にシステムや政策をフォローしています。

2023年度は、事業主と連携し支出抑制対策に取り組んでおり、

「業務効率化による事務職員の負担と人員削減」

「高額医療者の実態ヒアリング調査」

「傷病手当申請者のチェック厳格化」

を重点施策とし、受け身ではなく「攻めの健保」として啓蒙活動を強化してまいります。

組合員皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。